## 議案第83号

墨田区立公園条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和2年2月5日

## 提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立公園条例の一部を改正する条例

墨田区立公園条例(昭和40年墨田区条例第18号)の一部を次のように改正する。 第12条の見出しを「(占用料等)」に改め、同条第2項中「前項の占用料」を 「第1項の占用料及び前項の使用料」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の 次に次の1項を加える。

2 公園を占用するに当たり、付属設備を使用する者からは、当該設備の種別に応じ、 1時間につき70円又は1日につき100円を上限として規則で定める使用料を徴収する。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## (提案理由)

隅田公園の再整備に伴い、イベント等による電気設備、音響設備等の付属設備の使用に対応するため、当該付属設備を使用する者から、使用料を徴収するよう定める必要がある。